

[事案 2022-62] 失効取消請求

・令和5年1月24日 和解成立

<事案の概要>

クレジットカードを発行する信販会社の運用変更により契約が失効したことを不服として、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年12月に契約した医療保険について、クレジットカードで保険料を支払っていたが、クレジットカードを発行する信販会社の運用変更により、カードの有効期限が到来するたびにクレジットカードの登録手続が必要となったところ、期日までに手続ができなかったため、契約が失効した。しかし、以下の理由等により、失効を取り消してほしい。

- (1) 保険料の引き落としが不能となった理由は、信販会社の運用変更によるものであり、自分の過失によるものではない。
- (2) 信販会社は、クレジット情報が期限切れの場合は引き落とし不能とする運用変更を保険会社には通知していたが、契約者には通知しておらず、運用変更を直接知ることはできなかった。
- (3) 保険会社は、信販会社の運用変更に伴うクレジットカード情報の更新手続を普通郵便により1回通知したというが、自分はその郵便を受け取っていない。
- (4) 保険会社は、クレジットカード情報の未更新を放置し、契約失効を未然に防ぐ工夫を全く行っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、信販会社の運用変更により保険料未納という事態が発生することを防ぐため、運用変更実施前に、申立人に文書を送付してクレジットカードの変更手続を依頼している。
- (2) 当社から上記の通知を送付した後も申立人は変更手続を行わず、保険料の未納が生じたため、その後2回、申立人にクレジットカードの変更手続および未納保険料の支払いを依頼する文書を送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。